

駒ヶ根市協働のまちづくり条例

(平成20年条例第14号)

解 説 書



平成20年6月

駒ヶ根市

【はじめに】

全国的な人口の減少、少子高齢社会の到来、国際化の進展など、時代の大きな転換期の中で、市民ニーズや地域的な課題は、一層、複雑化してきました。こうした中、平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が施行され、国から地方公共団体への大幅な権限移譲や条例制定権の拡大など、地域が主体性をもってまちづくりを行い、自立した基礎自治体を築いていくことが求められました。

しかし、地方分権推進のために平成16年度から実施された三位一体の改革の影響等により、地方の財政は、相変わらず厳しい状況が続いているとともに、駒ヶ根市では、2回に渡る周辺町村との合併検討が単独での自立という厳しい選択となり、一層の行財政改革を進め、市民と行政が連携・協力したまちづくりに向けた新たな行政システムの構築が必要となりました。

「アルプスがふたつ映えるまち」に象徴される豊かな美しい自然に恵まれた駒ヶ根市をよりよいまち、誰もが安心して集い、いきいきと活動し、快適に生活でき、文化を次世代に引き継いでいけるまちにしていくために必要なこと……それは、まちづくりの目標を明らかにし、それを実現するために、これから何ができるのか、そして何をしなければならぬのかを、明らかにして、推進していくことです。

このため、本市では、平成15年度の「はつらつ市民懇話会」を発端に、平成16年度に第1次駒ヶ根市改革と創造へのまちづくり推進市民会議を、平成18年度には同第2次市民会議を設置し、将来にわたる財政基盤を確立し、人、自然、産業などの地域資源を生かして、希望に満ちた新たな駒ヶ根市を創造していくための検討を行いました。

第1次市民会議は、2年24回に及ぶ議論を行い、平成18年3月に「市民参加と協働のまちづくり検討結果報告書」として、安定的・持続的な行財政運営と、市民参加と協働による地域づくりの推進について駒ヶ根市長へ提言しました。

第2次市民会議は、2年18回に及ぶ議論を行い、平成19年2月に「市民参加と協働のまちづくり推進指針」について提言し、その後、条例素案を策定し、平成19年10月に駒ヶ根市長へ提言しました。

今回施行する「駒ヶ根市協働のまちづくり条例」は、市民会議の提言や市政懇談会、パブリックコメントにおける市民の意見等を尊重して策定したもので、多くの市民の意見や提案が反映された内容となっています。

この条例は、本市の協働のまちづくりの方向性を示すとともに、市民自治によるまちづくりの実現のために必要な条例であり、本市にとって新たなスタートとなることから、市制施行記念日に合わせ、平成20年7月1日から施行していきます。

<条例制定の意義>

分権時代にふさわしい「市民参加」と「協働のまちづくり」を地域づくり、まちづくりの基本として、新たなまちづくりの考え方、行政運営の方法、住民自治(地域自治・市民自治)のあり方、市民の皆さんと行政の連携・協力のルールや仕組みを定めるものです。

地方分権の趣旨に沿ったまちづくりを推進し、安全で安心して暮らせる活力ある地域社会を実現してため、市民全員が「自らの地域は、自ら考え、行動し、自らの手で築いていこう」という意思を明確にするために制定するものです。

本市にはすでに、「人と自然にやさしいまちづくり条例」が制定され、どのような政策を講じて駒ヶ根らしさを創造していくかが定められていますが、本条例は、市民と行政との連携・協力のあり方、役割分担、合意形成等について定め、行政の責任を踏まえつつ、市民の力、地域の力を活かした真の市民主体のまちづくりを創造していくために制定するものです。

市民等と行政がまちづくりの基本理念・方向性を明確にして共有し、その中心となる住民自治を制度として整備するとともに、団体自治の確立の観点からは、自立した基礎自治体を構築していくための行財政運営のあり方を明らかにするために制定するものです。

目 次

前文	-----	3
第 1 章 総則	第 1 条 目的 -----	5
	第 2 条 用語の意義 -----	5
	第 3 条 条例の位置付け -----	7
第 2 章 基本理念等	第 4 条 まちづくりの基本理念 -----	8
	第 5 条 まちづくりの基本原則 -----	9
第 3 章 まちづくりに関する 情報の共有	第 6 条 まちづくりに関する情報の共有の推進 ---	11
	第 7 条 まちづくりに関する情報の公開及び提供 -	11
	第 8 条 説明責任 -----	12
第 4 章 地域自治の確立	第 9 条 自治組織の意義及び地域住民の責務 -----	13
	第 10 条 自治組織の活性化 -----	14
	第 11 条 地域づくりの推進 -----	14
第 5 章 市民自治の確立	第 12 条 市民自治の意義 -----	15
	第 13 条 市民活動の推進 -----	15
	第 14 条 公共サービスの分担 -----	15
第 6 章 市民参加と協働	第 15 条 市民参加の推進 -----	17
	第 16 条 協働の推進 -----	17
	第 17 条 公共領域の役割分担 -----	18
	第 18 条 自治組織及び市民団体等の連携 -----	18
第 7 章 各推進主体の役割	第 19 条 市民等の役割 -----	20
	第 20 条 市長の役割 -----	21
	第 21 条 議会の役割 -----	21
第 8 章 地域活動及び 市民活動の推進	第 22 条 拠点施設及び推進体制 -----	23
	第 23 条 市の事業の協働化 -----	23
	第 24 条 支援制度 -----	24
第 9 章 行財政運営	第 25 条 行財政運営の基本 -----	25
	第 26 条 行財政改革の推進 -----	25
	第 27 条 行政評価の実施 -----	26
第 10 章 市民会議	第 28 条 協働等を推進するための市民会議 -----	27
第 11 章 条例の見直し等	第 29 条 条例の見直し -----	28
	第 30 条 委任 -----	28
附則	-----	28

前文

駒ヶ根市民憲章は、「アルプスがふたつ映えるまち」に象徴される豊かな美しい自然や先人が積み重ねてきた歴史、育んできた文化を未来に継承し、地球人としての理想を掲げつつ、互いに手を携えて、愛と誇りと活力に満ちた駒ヶ根市を築きあげることが理念としています。

私たちは、この理念に基づき、

安全と安心に包まれ、いきいきと生活できるまちづくり

次代を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり

人と人との絆きずなを大切にし、共に支えあえるまちづくり

意欲と喜びをもって働くことのできるまちづくり

にぎわいと活力に満ちたまちづくり

自然と調和し、環境にやさしいまちづくり

を進めています。

時代は絶え間なく変化しており、少子高齢化や価値観の多様化が進むなど、まちづくりにおいて様々な課題が生じてきています。これらの課題を克服し、一層まちづくりを進め、未来を担う子どもたちに魅力あふれるまちを引き継いでいかなければなりません。

そのためには、人と人との絆きずなを大切にする地域共同体をまちづくりの基盤として、自らの役割を担い責任を分かち合い、ともに手を携えて英知を結集し、この地域の個性や財産を活かした市民主体のまちづくりを行うことが必要です。

そこで、私たちは、まちづくりの理念を共有し、私たち自身がまちづくりの主体であることを自覚して協働のまちづくりを進め、魅力あふれる自立した駒ヶ根市を創造するため、この条例を制定します。

【説明】

この条例は、市民参加による協働のまちづくりの推進にあたっての上位規定（上位規範）と位置付けられるものですので、その主旨を明確にするため前文を設けました。この前文は、条例制定の背景、理念、決意をわかりやすく示しています。

なお、市民から条例の文体をやさしい表現にして欲しいとの要望が多くありましたが、条例は法規範の一つであり、条文自体は、「ます」調となっていますが、正確な表現が求められるため立法技術に従った文体にしななければなりません。しかし、前文はなるべくやさしい表現とし、市民の要望に応えていこうということで、このような文体としました。

第1段落は、「アルプスがふたつ映えるまち」という本市の象徴・イメージを表わし、市民全員が共有している平成7年に制定した駒ヶ根市民憲章の理念を再確認しています。

第2段落は、本市は、駒ヶ根市民憲章の理念に基づいてまちづくりを進めていることを述べています。

第3段落では、理念に基づいてまちづくりを進めてきましたが、時代は大きな転換期を迎え、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、多様化する価値観などから、まちづくりを進める上で新たな地域課題や社会的な課題が生じてきているため、それらの多くの課題を克服し、一層のまちづくりを進め（本市の豊かな自然や文化、風土を大切に守り育てながら、現在の高度な都市機能と融合させる。）て、より一層心豊かで快適に暮らせる生活環境と安心して活動できる安全で魅力あふれるまち（駒ヶ根市）を築き上げ、未来を担う子供たちへ引き継いでいかなければならないことを明らかにしています。

第4段落は、第3段落までに掲げた理想とするまちづくりの姿を実現するための手段を明らかにしています。それは、人と人との相互のつながりを大切にすることがまちづくりにとって重要であるとの認識の下に、まちづくりの基盤としての自治組織や市民団体などの地域共同体を築き、地域とのかかわりの中で役割を分担し、責任を分かち合うことが重要であり、その上で基礎自治体である市も、自らの責任と力でこれからの市政を運営していく必要があります。そのためには、市民参加により、地域にある資源（山や川といった豊かな自然、重みある歴史・文化、各種イベントや祭、道路などの社会資本、豊富な人材など）を活かした市民主体のまちづくりを進めていくことが重要であること、すなわち、このまちに住み、集い、活動する市民が、主体的にまちづくりを行うことが必要であることを明らかにしています。

まちづくりを効果的に行っていくためには、一人で行うのではなく、何人かで協力し、又は立場の異なる人と協働するなど、様々な能力や個性を持った人たちが力を合わせて行うことが重要です。つまり、人と人とのつながり・絆がまちづくりの原動力になります。人と人とのつながりには、様々な形態があります。自治会・町内会、NPO、ボランティア組織、企業などだけでなく、市民相互の様々なコミュニケーションも人と人とのつながりです。

最後の第5段落では、まちづくりの主体は私たち自身であること、つまり私たちのまちは私たちの手で築いていくという意味を明確にして、まちづくりの理念を共有し、主権者である市民と市が協働して、この地域の個性や財産を生かした住民自治によるまちづくりを行うことにより「自立した駒ヶ根市」を創造することを誓い、ここに駒ヶ根市のまちづくりにおける上位規定としてこの条例を制定することを宣言しています。

- ・ 「自治」とは、第4条で詳説しますが、市民を主体とする「住民自治」と行政（自治体）を主体とする「団体自治」で構成されており、その「実現」とは、市民も行政も自らの考えと責任に基づいて、主体的にまちづくりを進めていくことをいい、国から地方へ権限を移す「地方分権」より一歩進んで、地方自治体の主体性をより重視し、「地域のことは、地域で考え、地域で実行する」という地方自治の実現を目指す前向きな姿勢をいいます。

すなわち、このまちに住み、集い、活動する市民が、自らの決定と責任の下にまちづくりを行い、市民の総意によって自主性及び自立性の高い自治体を創り上げることです。

「地域のまちづくりや課題の解決＝すべて行政がやること」ではありません。地域のまちづくりや課題の解決は、本来市民が、主体的に考え、市民同士がお互いに協力し補完し合いながら、自ら創り上げたり、解決したりするものです。そして、市民だけではできないことは、市と協働したり、信託したりするものです。これが住民自治の原点です。

- ・ 「自立した駒ヶ根市」とは、機能的にも、財政的にも、国や県又は他の地方公共団体に依存しない力量を備えた市の姿を表します。言い換えると、自己決定・自己責任の精神に満ちあふれ、この地域のまちづくりや課題解決のため、市民、市が一丸となって積極果敢に取り組み、独創性が豊かで時代や社会が必要とする新たな価値を創り出す強くたくましい魅力あふれるまちのことをいいます。

<自治基本条例と協働のまちづくり条例との関係>

自治基本条例は、自治の基本原則を定めるもので、自治の最高規範であり、自治の基本原則（地方自治法の規定を含む。）市政運営、市議会の役割、市の執行機関の役割等について細かく規定するものです。

これに対し、本条例は、市民参加と協働によるまちづくりの基本的なルールや仕組み、推進方法について定めるもので、その中心を市民自治、地域自治、つまり市民や地域を主人公におきながら、行政との協働によるまちづくりを進めようとするものです。いわば、宣言型、社会働きかけ型、実行型の条例で、まちづくりに関する上位規定ではありますが、自治の最高規範条例ではありません。

第1章 総則

第1章は総則として、この条例の目的、用語の定義及び位置付けを定めています。

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりの基本理念等を明らかにするとともに、市民参加及び協働のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、活力ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

【説明】

第1条は、この条例の目的について定めています。

この条例の目的は、「市民参加と協働により、活力ある豊かな地域社会を実現すること」ですが、その実現に向けて、大きく分けて2つの事柄を明らかにする旨を定めています。

1つ目は、まちづくりを進めていくうえで、その基本理念・基本原則（約束事）を明らかにすること。

2つ目は、市民参加と協働のまちづくりを進めていくうえで、市民・事業者、市議会、そして市が、どのようなことをしていかなければならないかを明らかにすることです。

「活力ある豊かな地域社会」とは、「心豊かに、安全で、安心して、快適に暮らせ、市民が主体となって自立した基礎自治体を確立し、持続的に発展していくことができるまち」をいいます。すなわち、「市民憲章の理念が実現されたまち」をいいます。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する者又は居住する者をいいます。
- (2) 市民等 市民、市内で働く者又は学ぶ者、事業者、自治組織及び市民団体等をいいます。
- (3) 自治組織 区、自治組合及びこれに類する地縁により構成された団体をいいます。
- (4) 市民団体等 公共的かつ公益的な活動（政治活動、宗教活動等を除きます。）を行う営利を目的としない団体をいいます。
- (5) 市民活動 市民団体等による活動をいいます。
- (6) 地域自治 自治組織の活動を通じて、豊かな地域社会を実現することをいいます。
- (7) 市民自治 市民活動を通じて、豊かな地域社会を実現することをいいます。
- (8) 住民自治 地域自治及び市民自治の総体をいいます。
- (9) 市民参加 市が行う主要な計画の策定、事業の実施等に対し、市民等が主体的に参加することをいいます。
- (10) 協働 市民等は相互に、市民等及び市は互いに、その立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携・協力して公共的又は公益的な課題に取り組むこと、又は、環境を改善するための行動を自発的かつ協調的に起こすことをいいます。
- (11) まちづくり 公共的かつ公益的な活動を通じて心豊かに安心して暮らせる環境及び豊かな地域社会を創ることをいいます。
- (12) 地域づくり 自治組織により行われるまちづくりをいいます。

【説明】

この条例の解釈に当たり、意味を明確にし、認識を共有しておかなければならない用語について、定義付けをしています。

第1号「市民」ですが、地方自治法第10に定める「住民」は、市町村の区域内に住所を有する自然人と法人をいいますが、この条例でいう「市民」は、それより広くとらえ、主に地域自治の主体である者（自治組織の構成員）を意味しています。

第2号は「市民等」ですが、本条例の趣旨によるまちづくりの推進の主体となり得るもので、本条例では、第1号の「市民」、市の区域内で働く者・学ぶ者・事業活動を行う者、そして、第3号「自治組織」の自治会・町内会、第4号の「市民団体等」のNPOやボランティア組織なども含めて総称しています。（「事業者」については、「人と自然にやさしいまちづくり条例」に規定する「事業者」と同様に「市内で事業活動をする者」という意味で使用しています。）

また、自然豊かな国際友好都市である本市は、今後、一層様々な人や団体が国内外から集うことが予想され、これからのまちづくりには、このような人達の力も必要ですし、役割も一層増すことが予想されます。つまり、このまちに住む人、集う人、文化や習慣の異なる人たちが、個人・団体を問わず、お互いが平等であることを認識し、尊重し合いながら、共存共生意識を持ち、まちづくりに取り組み、新たな価値を創り出していくことが、市民主体のまちづくりを進めていくうえで必要です。そこで、これらの人達をすべて市民等と定義付け、市民等と市が信頼し合い協働してまちづくりを進めていくという理念を打ち出しています。

第3号「自治組織」とは、区、自治組合(自治会、町内会)等の市民の自主的な住民自治組織及びこれらに類する地縁により構成された団体(複数の区や複数の自治組合の連合体など)をいいます。

<参考> 地方自治法第260条の2の規定に基づき、自治会等のうち、市町村長の認可を受けた団体(法人格付与)で、不動産等を自治会等の名義で登記することできる法人格を取得した団体を「認可地縁団体」といいますが、この号でいう「地縁により構成された団体」のことではありません。

第4号「市民団体等」とは、市民自治を担う市民活動団体を示しており、「グループ、サークル、ボランティア活動を行う仲間」などもここに含まれます。

また、一方、公共サービスを分担する場合や市の事業を協働して行う場合のパートナーとしての市民団体等の要件としては、社会において理解される公益的・公共的活動を現に行っていることが必要であり、その意味から例示的に「政治・宗教活動」を除くこととしています。なお、当然に反社会的な活動を行う団体は除かれます。

第5号「市民活動」とは、市民団体等による活動をいいます。

第6号「地域自治」とは、豊かな地域社会を実現するための、市民の自主的な自治組織の活動をいいます。

第7号「市民自治」とは、豊かな地域社会を実現するための、市民の自主的な市民団体等による活動をいいます。

第8号「住民自治」とは、「地域自治」と「市民自治」の両方を合わせた「自治」をいい、自分たちの地域を自分たちで治めることによって、主体的な地方自治体の確立を目指すことですので、住民自治によるまちづくりの実現とは、言い換えると「地方自治の本旨の実現」です。

<地方自治の本旨とは>

憲法、地方自治法などで繰り返し用いられ、地方自治体の目指すべき最上位の規範、実現すべき普遍的な価値と言われていますが、明記されていません。憲法第92条(地方自治の基本原則)では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあります。

一般的学説では、地方自治の本来の在り方とされ、「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなるとされています。

団体自治：国から独立した地方自治体を認め、その自治体の自らの権限と責任において地域の行政を処理するという原則のこと。 憲法第94条「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」

住民自治：地方における行政を行う場合に、その自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行うという原則のこと。 憲法第93条「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」

* いわゆる地方分権において進展したのは、自治体の権限の拡充(団体自治)にかたよっているとされ、住民自治の実現(身近な民主主義の実現)が、要請されているわけです。

第9号「市民参加」とは、市政の主要な計画の策定、事業の実施等に、市民等が自主的・主体的に参加することをいいます。

第10号「協働」ですが、まちづくりにおける各自の役割を認識し、行動をしても、それぞれがバラバラに行われてしまったら十分な効果を発揮することができません。各自がお互いに相手の立場をよく理解し、より多くの力を合わせて協力して活動していくことが必要です。また、市民等も市も、お互いが足りない面を補いながらまちづくりを行うことも必要です。

このような趣旨を、この条例では「協働」という言葉に託しています。

協働----市民同士を含めて、市民と行政が、互いの特性・立場を理解し、長所を活かして協力・行動して、市民ニーズを達成していくことです。その結果として、愛着と誇りの持てる魅力あふれる自立した駒ヶ根市を築きあげることができます。

第11号「まちづくり」とは、道路や上下水道の整備などの都市計画のようなハード面だけでなく、福祉、環境、産業、教育などすべての分野での公共的な活動をいいます。言い換えると、快適な生活環境や地域社会の安心・安全に寄与する活動を、幅広く「まちづくり」と定義付けています。

「公共的かつ公益的な活動」とは、市が行う活動だけでなく、市民等が主体的に行う公的要素を含んだ活動で、「市政」の範囲よりもっと広い範囲における本市の発展及び市民生活の向上につながる活動をいいます。

「公共」というと、行政が行うことだとか、行政に任せればよいとの考え方もあるかもしれませんが、これからは、市民等が自主的に、又は協働してまちづくりを行う時代です。市民等は誰でも「公共の担い手」になれますし、その市民等の力をまちづくりでは必要としているのです。

* この条例で、定義付けしなかった用語に次のようなものがあります。これらの用語は、条文の内容によって判断することができたり、既にその概念が定着していたりするため、定義付けをしていません。

「市」 = 一般的に「市」というと法人としての基礎自治体である「駒ヶ根市」のことを示しますが、市民との対比で使う場合は、市議会及び市長その他の市の執行機関のことを示します。

「市長」 = 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他市の執行機関を示し、「行政」、「施策の決定者」のイメージに近いものとして使われます。

「市政」 = 市民の信託を受けた市議会と市長その他の執行機関が行う行政のことをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 市民等は、まちづくりを推進するにあたり、この条例に定める事項を最大限に尊重します。

2 市は、条例等の制定、基本的な計画の策定、事業の実施等にあたり、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

【説明】

第3条は、市における本条例の位置付けを定めています。

分権時代のまちづくりを進めるにあたり、市民等は「この条例の趣旨及び条例に定める事項を最大限に尊重する」とともに、市においても「条例等の制定、基本的な計画の策定、事業の実施等を最大限に尊重する」ことを条文で明示することで、市民参加による協働のまちづくりの推進にあたっての上位規定（上位規範）と位置付けます。

条例間に優劣をつけることはできませんが、本市の姿勢として、この条例を本市の法体系の上位規定として位置付け、まちづくりに関して尊重義務を定めるものです。

第2章 基本理念等

第2章は、「まちづくりの基本理念・基本原則」として、まちづくりを行ううえで最も重要なことを定めています。ある意味では当たり前のことですが、それをこの条例で明らかにすることに意義があります。

(まちづくりの基本理念)

第4条 市民等は、身近な地域課題について自ら主体的に取り組むことを住民自治の起点として、多様な主体と協働してまちづくりを行うとともに、多くの市民等がまちづくりの担い手となることにより地域への愛着を育み、市民等及び地域の力を活かした市民主体のまちづくりを進めます。

2 市は、市民等と連携・協力し、自立した基礎自治体を確立します。

【説明】

第4条は、まちづくりの基本理念として、市民等も市も自らの考えと責任に基づき、まちづくりを進めていくことを明確に定めています。

第1項の「住民自治の起点として」は、「そこを出発点として」という意味であり、住民自治の身近な地域課題について自ら主体的に取り組むという考え方を基本として、協働してまちづくりを主体的に進めることで、地域の力、市民の皆さんの力を活かしたまちづくりを進めていくことを明らかにするものです。

自治の理念 住民自治 自らの地域は自らの力と責任で築いていくこと。

団体自治 国に頼らない自立した基礎自治体を築いていくこと。

この条例では、住民自治を次表のとおり「地域自治(第4章)」と「市民自治(第5章)」に区分しているとともに、この二つの自治(コミュニティ)が「横系」「縦系」となって紡ぎ編まれていく関係を築くこと(協働 第18条)ができれば、住民自治の新たなエネルギーとなり、豊かな地域社会を築いていくことができます。

	地域自治	市民自治
形態(主体)	区・自治組合・隣組 分館	NPO(特定非営利活動法人) ボランティア団体、まちづくり団体
結びつき	地域・地縁	テーマ・課題を共有する有志
課題	包括的な地域課題・生活 環境の向上	個別テーマ・社会的課題
特性	全員参加の原則、公平性、 平等性、中立性	主体性・自立性、専門性、先駆性、柔 軟性、社会的使命の実現 など
活動領域	地域・生活圏	市内全域・市内外・地域

第2項は、団体自治を確立していくという決意を明らかにしています。この条例では、団体自治の確立を「基礎自治体の確立」として表記し、そのための市民等との連携・協力を基本とした行財政運営の基本的な考え方は、「第9章 行財政運営」で定めています。

「自立した(基礎自治体)」とは、これまでのように国に頼るのではなく、自らの判断と責任のもとに駒ヶ根らしい個性豊かな地域づくりを進めることであり、「基礎自治体」とは、もっとも身近な自治体として、自ら財源を確保し、自ら決まり(条例等)を整備し、自らの判断と責任による行政運営を行うことを意味しています。

(まちづくりの基本原則)

第5条 市民等及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治の実現と協働のまちづくりを進めます。

- (1) 公共的かつ公益的な活動に対する主体性、自主性及び自立性を尊重すること。
- (2) 社会における責任ある行動のもとに、多様な価値観が尊重されること。
- (3) まちづくりに関する情報を共有すること。
- (4) 地域的課題及び社会的課題への取組み、公共サービスの提供等公共の領域を分任すること。
- (5) 役割分担を明確にし、連携・協力すること。
- (6) まちづくりの原点は、人づくりにあることを基本としていること。
- (7) 市民参加によるものであること。
- (8) 世代を超えた地域の持続的な発展及び地域に根ざした文化の継承に寄与するものであること。
- (9) 健全財政を基本とする行政運営を行うこと。

【説明】

第5条は、この条例の「目的」や「まちづくりの基本理念」に示す自治を実現し、協働のまちづくりを推進するために、大切にすべきこと、ルール、進め方などの9つの原則を定めます。

第1号 地域活動などの公共的かつ公益的な活動は、主体性(自らの意思で)、自主性(権力に強制されず)、自立性(自らの力と責任で)が基本となります。

第2号 地域における暮らしや社会において責任ある行動を基本に、各個人の様々な価値観(考え方)が尊重されること、つまり、考え方を一方的に押し付けたり、主張するのではなく、相手の考え方を理解し、配慮しあうことが大切です。

本市に住み、又は集い活動する市民は、それぞれの置かれた立場や境遇は様々ですが、まちづくりに参画するうえでみな平等であるとともに、それぞれの立場から生じるまちづくりに関する意見についても、お互い尊重しあって進める必要があります。

また、まちづくりに関する意見等は、公共の利益を踏まえて、つまり、個人的な利害関係での意見や行動ではなく、「公共の利益」、すなわち、特定の人又は団体の利益に偏らない市民全体の利益を考えたものでなければなりません。

第1号、第2号は、理由があって地域活動等に参加できない場合や、考え方の違い(価値観の相違)により参加しない場合に、そのことをもって不利益や人権侵害があってはならないことも踏まえ、まちづくりの基本原則としています。

第3号 地域活動や市民活動を進める上で、まちづくりに関する情報は必要不可欠であり、市民等と行政がまちづくりに関する「情報の共有」を基本原則とします。

(「情報の共有」の詳細については、第3章(第6条～第8条)に規定)

第4号 「地域課題等の解決や公共サービスの提供は、行政だけで行うことのできるものではなく、特性や能力に応じて連携・協力し、皆で担っていくものであるという考え方」、いわゆる「新しい公共」の考え方に基づくものです。

・「新しい公共」----「新たな公」ともいいますが、今、まちづくりの担い手は行政だけでなく多様な民間主体も担い手となってきており、その協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供等を行おうとする考え方で、社会貢献による参

加者の自己実現や地域経済の活性化、社会的コストの軽減効果など、多面的な意義があります。

「行政に委ねられてきた公共」から「市民等及び市が協働で創り育てる公共」を示しており、「きめ細やかなサービスの提供」と「地域的・社会的な課題の解決」の場と考えることができます。こうした公共の領域は、皆で分担して創っていくことが重要です。

・「分任」とは、誰もが安心して暮らせ、活力ある地域社会を維持していくために必要な負担を市民全員で分かち合うことの意味です。つまり、等しく分けるという意味ではなく、まちづくりの主体と期待される市民の役割として、まちづくりに伴う経済的な負担や役務の提供などについて、まちづくりの主体である市民が、各自の状況に応じた負担を自主的にしていただくという意味です。

負担が一部の市民だけにかかってしまうのでは、結果を市民の誰もが享受し共有する以上、望ましいことではありません。そこで、それぞれの市民が、できる範囲で負担を分かち合うことが必要です。

「負担」とは、地方税、分担金、使用料、手数料、受益者負担金など、法令や条例に基づくものだけでなく、地域の草刈りやあいさつ運動や防災活動に参加したり、ゴミの分別作業に協力したりするなどの役務の提供も含まれます。

第5号 協働のまちづくりの推進主体（市民等、市長及び議会）のそれぞれの公共領域での役割を明確にし、連携・協力して協働のまちづくりを進め、自治を実現していくことが重要であることを定めています。

第6号 市民主体のまちづくりを行うためには、人づくりが基本であることを定めています。まちづくりの主体である市民が、積極的に、そして意欲的に取り組むことが重要です。

例えば、市民を対象とした各種セミナーや地域づくりのイベントの開催、様々な団体による地域に貢献する事業やボランティア活動、また、家庭での教育や地域で行われる祭り、スポーツ、文化活動なども、将来を担う人づくりの場となります。

これからは、より一層このような機会を増やして積極的に人づくりを行い、自立性の高い市民を育てていく必要があります。

第7号 まちづくりは、市民参加が基本であることを定めています。

第8号 現世代の発展や豊かさのみを求めるのではなく、次代を考え、次代への持続的な発展を考慮すべきであること、また、これまで先人が育んできた文化の継承につながるものであることが重要です。

「文化」とは、親から子へ、子から孫へと伝えられるもので、言葉、料理、ライフスタイル、意識、価値観、社会のルールなどですが、次の世代へ伝えるものが多ければ多いほど、文化は「豊か」と言えます。

第9号 団体自治を確立し、基礎自治体としての行政運営を進める上で最も基本となる「健全財政」を規定しています。「健全財政」とは、そもそも自分たちの自治体の行政サービスの質と量は、国が決めるのではなく、自らが決めていくものであり、まさに地方自治のあるべき姿を示しています。そのためには、受益と負担を明確にした上で、自らの責任で財源を確保し、真に必要な行政サービスを選択していくことが必要であることを意味しています。

第3章 まちづくりに関する情報の共有

第3章は、まちづくりの基本原則のうち、市民参加による市民主体のまちづくりを進めていくうえで最も重要である情報の共有について定めています。

(まちづくりに関する情報の共有の推進)

第6条 市民等及び市は、自らが主体的にまちづくりに取り組むという自治及び協働の理念を実現するために、まちづくりに関する情報の共有に努めるものとします。

【説明】

第6条は、情報の共有という、まちづくりへの参画や協働の大前提となる条文です。

まちづくりを進めるうえで、協働のパートナー同士が持っているまちづくりに関する情報を共有することは必要不可欠なことです。

これまでは市議会と市の執行機関が保有する情報の公開や、保護すべき個人情報などについて、それぞれ条例を制定して運用してきましたが、この条例では情報に関する考え方を一歩進めて、まちづくりを行ううえで必要な情報は、市側が積極的に提供するのはもちろんのこと、市民が保有する情報も積極的に提供していただき、情報の共有化を図り、まちづくりを進めようとするものです。

「まちづくりに関する情報の共有」とは、市民等と行政が相互に理解しあいながら、市の将来について議論できる環境をつくることです。

(まちづくりに関する情報の公開及び提供)

第7条 市は、まちづくりに関する情報を公開するとともに、適正でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供の充実に努めるものとします。

【説明】

第7条は、市は、協働のまちづくりを進めていくために、市は、まちづくりに関する情報についてわかりやすく提供することを定めています。

行政には、様々な情報があります。しかし、その情報が専門的すぎる情報であれば、市民等は積極的にまちづくりに参加することは困難です。そこで、行政は、重要な情報などをわかりやすくして市民に提供し、理解を深めてもらう努力を図るとともに、市民等にはその情報に耳を傾けてもらい、これらをもとにまちづくりを考えていくことが大切であり、その考え方を包括的に規定したものであると同時に、行政運営の透明性を確保する意味からも重要な規定となります。

しかしながら、情報の中には、個人に関わる情報も多く、プライバシーや個人情報の保護の立場から、情報を提供できない場合もあります。条例中には、明示されていませんが、個人に関わる情報については、駒ヶ根市個人情報保護条例（平成11年条例第26号）及び駒ヶ根市情報公開条例（平成11年条例第25号）に基づき、適切に対応することとなります。

分権時代に対応した地域の特性を活かしたまちづくりを行っていくうえで、市民参加をより一層促進していくためには、公開の原則を貫いていくだけでなく、市政への関心や参加の意欲を高められるよう、様々な媒体を活用して市民にわかりやすく情報を提供していくことが求められています。そこで、提供方法の充実、内容の充実、公開範囲の拡大を図ることとしています。

(説明責任)

第8条 市は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その内容及び必要性を市民等にわかりやすく説明することに努めるものとします。

2 市は、市民等の市政に関する意見及び要望に対し、迅速かつ誠実に応答するよう努めるものとします。

【説明】

第8条は、市の執行機関の市民に対する説明責任について定めています。

市の執行機関にとって説明責任は、市民との協働や情報の共有化を図るうえで、最も基本的な原則です。施策の実施、または市民の質問や意見などについて市の執行機関はどう考えているのかを市民に明示することが、コミュニケーション(相互理解)の第1歩となります。

- ・ 「説明責任」とは、主要な又は重要な施策や事業の実施等について、その計画段階から市民等にわかりやすく説明することをいい、住民自治を進めるための重要な要素です。

第1項は、市政に関する施策の市民への説明責任について規定しています。

従来は「施策に関する説明が市民に十分行われていない。」という批判もありましたが、今後情報の共有化を進めるうえでも、市の執行機関が行う施策に関しては市民が十分理解できるような説明が必要となります。そこで、立案から実施、評価という施策のいずれの段階においても、わかりやすい説明をする責任を果たしていくことを定めています。

- ・ 施策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において説明することに留まらず、それぞれの段階において、市民参加することができる制度と連動することも重要です。

例 市民懇談会、市政懇談会、パブリックコメント手続きなど

市民参加による行政評価制度(第27条に規定)

協働等を推進するための市民会議の設置(第28条に規定)

- ・ 少子高齢化や人口減少社会の進展、厳しい財政状況の中で、価値観が多様化し、市民ニーズが複雑化してきています。市ではすべての行政ニーズに対応することは不可能であり、限られた行財政資源をより有効に活用するため、「あまねく広く」から「選択と集中」へと施策の重点化を図る必要があり、そうした意味からも、施策の策定過程の理解が必要となっています。

また、何故行政はその施策を選択したのか、あるいは選択しなかったのかを理解することは、その他の必要とする選択肢を市民の力で、協働の力で実施していくことにつながるものでもあります。

第2項は、市政に関する市民の質問や意見などに対し、市の執行機関は速やかに応答する責任がある旨を定めるものです。ただし、単なる誹謗や中傷は除きます。

また、単に市側から説明・応答するというだけでなく、市民の側からも説明を求めることができるという双方向性を示しています。

第4章 地域自治の確立

この条例では、豊かな地域社会を築いていくためには、協働のまちづくりの基盤である住民自治を「地域自治」と「市民自治（第5章）」の二つの自治（コミュニティ）に区分し、それぞれが活性化して、相互に連携していくことの必要性を示しています。

第4章は、その地域自治の確立（自治組織の意義、活性化等）について定めています。

（自治組織の意義及び地域住民の責務）

第9条 市民は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことで、心豊かに安心して暮らせる生活環境を築いている自治組織の意義を認識し、尊重します。

2 市民は、全員が自治組織に加入し、自治組織を通じて行動することで、地域の一員としてその責務を果たしていくことに努めるものとします。

3 自治組織に加入することができない特別な事情がある場合は、自治組織に加入した場合に準じて、地域における負担を分任し、地域で生活していくうえで責任ある行動に努めるものとします。

4 市は、自治組織の自主性及び自立性を尊重し、協働してまちづくりを進めるものとします。

【説明】

第9条は、自治組織の意義を理解し尊重し、そこに暮らす地域住民の責務を定めています。第2項で全員加入の原則を掲げ、第3項で加入できない場合の責務を規定してあります。

全国的な人口の減少、少子高齢社会の到来、国際化の進展、情報化の進展、価値観の多様化、核家族化、アパートなどの増加など、時代が大きく転換する中で、人と人とのつながり・絆が希薄化するなど、自治組織では新たな地域課題が生じてきています。

自治組織は、例えば、防犯・防災、子育て・青少年健全育成、高齢者の助け合い、資源物・ごみの排出など、私たちが地域で安心して快適に暮らせる生活環境を自治組織の全員で築いてきています。

このように、自治組織は、心豊かで安心して暮らせる生活環境を築いていくための基本的な組織であり、自ら協働のまちづくりを進めるうえで最も重要な組織です。私たちは、この自治組織の重要な役割を認識することが大切です。

第1項は、自治組織の意義（役割）をそこに暮らす地域住民皆で理解し尊重していくことを表明しています。

第2項は、例えば、ごみの分別収集のルールを守ることや河川清掃・道路愛護活動等への参加、防犯防災などの助け合いは、私たちが地域で生活していくための果たすべき責務ですが、これらの地域に暮らす一員としての役割（責務）は、地域自治の基本的な形態である自治組織に加入し、自治組織を通じてこそ、果たしていくことができるものであることを示しています。

第3項は、地域社会において加入できない理由があると理解される場合においても、地域で暮らしていくからには、その一員として自治組織に加入した場合に準じて、例えば、ごみの分別収集のルールを守ることや河川清掃への参加、防犯防災などの助け合いなどは、同様に地域で生活していくための責務として果していく必要があることを明示しています。

第4項では、市は、自治組織の自主性や自立性を尊重し、そのうえで、自治組織と連携・協力して、よりよいまちづくりを進めていくことを明らかにしています。

(自治組織の活性化)

- 第10条 自治組織は、時代の変化による住民の生活様式及び価値観の多様化等を認識し、地域自治を推進するためにふさわしい運営をするとともに、地域内の住民全員が加入できる組織づくりに努めます。
- 2 自治組織は、自らの役割及び活動に関し、地域住民の理解を得るように努めるとともに、地域づくりのための活動を通じて地域自治意識の高揚に努めます。
- 3 区の代表者により組織される区長会は、地域自治を総合的に推進するための組織であって、市民は、その活動を理解し、協力します。
- 4 事業者は、この条例の趣旨を理解し、自治組織への加入の促進に協力するよう努めるとともに、地域社会の一員として自治組織の活動に協力するよう努めるものとします。
- 5 市は、自治組織及び区長会並びに事業者と連携・協力し、自治組織の活性化に努めるものとします。

【説明】

第10条は、自治組織の活性化に向けた自治組織自らの取組みの姿勢などを示しています。

第1項は、自治組織は、時代の変化に対応した運営を行うなど、全員が加入できる組織づくりを行っていく旨を定めています。

第2項は、交流の場といったコミュニティ形成の活動は、地域ごとのやり方、伝統もあり、負担とを感じる人もいれば、大切に楽しいと感じる人もいるなど価値観に大きく関わる部分です。こうした活動を含め、活力ある自治組織の運営については、長い歴史の中で築かれた慣習や仕組み、人間関係もあり、具体的な取組みはなかなか難しいところですが、加入していることの必要性を実感でき、誰もが安心して加入しやすい組織として、また、価値観の多様化や時代の変化に対応した自治組織となるよう、地域自らの取組みの姿勢を示しています。

第3項は、現在市の条例や規則等に定めのない「区長会」の役割をこの条例で定め、市民等の総意のもとに自治組織の活性化について、総合的に検討し、推進することとしています。

また、市民は、その区長会の役割・活動を理解し、協力していくものとしています。

第4項は、事業者も地域づくりの主体として、本条例の趣旨を理解し、その推進に努めていくこととしていますが、特に、経済活動が多様化し、雇用形態が複雑化する中で、事業者は、雇用者やアパート入居者等の自治組織に対する理解と加入の促進について、自治組織に協力することを定めたものです。また、事業者は、地域住民と同様、地域社会を構成する一員としての責任を踏まえ、自治組織の活動に協力することを定めています。

第5項は、自治組織への全員加入に向けた対応及び自治組織の活性化に向けた市の姿勢を定めています。地域自治の本旨や協働の考え方を踏まえ、全市をあげて取り組んでいくことを明らかにしています。

(地域づくりの推進)

- 第11条 市は、区長会及び自治組織等と連携・協力し、地域づくりを推進します。

【説明】

第11条は、市が区長会や自治組織等と連携・協力して、「地域自治の更なる推進を図ること」を総括的に規定しています。多くの課題に全市的に取り組むため、現在、区における会計制度、総合事務局制度、区の広域的な連携、職員の地区担当制などについて検討し、推進していくことを定めています。

「地域づくり」とは、第2条で「自治組織により行われるまちづくり」と定義されています。

第5章 市民自治の確立

第5章は、市民自治の確立（意義、推進等）について定めています。

（市民自治の意義）

第12条 市民等は、社会的課題の解決に取り組むため、自主的かつ主体的に組織された市民団体等が市民自治の担い手であることを認識し、これを尊重し、市民活動が健全に展開される豊かな市民社会の形成に努めます。

2 市民団体等は、自主及び自立のもとに地域性、専門性、機動性等の特性を活かしながら市民活動を推進することで、市民自治の確立に努めるものとします。

【説明】

第12条は、自治組織を中心とした地域自治と並んで住民自治を担う市民自治に関し、その意義や重要性を明らかにしています。

第1項は、自主的かつ主体的に社会的課題の解決に取り組む市民団体等を市民自治の担い手として認識し、これを尊重するとともに、市民団体等を中心とした市民活動が広く展開される豊かな市民社会をみんなで築いていこうとするものです。

第2項は、市民団体等は、特定の目的や使命を達成するために組織され、機動性や先駆性、柔軟性等を活かして幅広い分野における社会的課題への対応が期待されています。そこで、その特性を生かして主体的に市民活動を行うことを通じて市民自治を確立していくことを表明しています。

（市民活動の推進）

第13条 市民等は、積極的に市民活動に参加するよう努めるものとします。

2 市長は、市民活動を推進するために、情報の提供、相談、財政的支援その他の必要な措置を講ずるものとします。この場合において、市長は、市民活動に参加する市民等の自主性及び自立性を尊重し、総合的かつ計画的に行うものとします。

【説明】

第13条は、市民活動の推進について、市民と市の姿勢を定めています。

第1項は、市民等は、市民自治を実現するため、まちづくりの担い手として、自主的・主体的に市民活動に参加することを明示しています。

第2項は、市長が、市民等による主体的な市民活動を推進するために、情報の提供、相談、財政的支援などの必要な措置を講ずるものとしています。この場合、市民自治の本旨から、市が市民活動を行う市民等の自主性や自立性を尊重すべきことを定めています。

(公共サービスの分担)

第14条 市民団体等は、その自主性及び自己の責任に基づいて、公共サービスの提供を広く担うことができます。

2 市長は、市民団体等が公共サービスの提供を担うための環境の整備に努めるとともに、公共サービスの充実を図るため、市民団体等と市との協働に努めるものとします。

【説明】

第14条は、多様な主体が協働して公共の領域を担っていくことを明らかにしています。

第1項は、新たな公共サービスの担い手である市民団体等が、その特性を活かして、きめ細やかな公共サービスの提供を進めていこうとするものです。これは、行政だけが公共サービスの担い手ではなく、多様な主体が協働して公共の領域を担っていこうとする「新しい公共」という考え方に基づくものです。(「新しい公共」----第5条第4号で説明)

「新たな公」ともいいますが、今、まちづくりの担い手は行政だけでなく多様な民間主体も担い手となってきており、その協働によって、地域のニーズに応じた社会サービスの提供等を行おうとする考え方で、社会貢献による参加者の自己実現や地域経済の活性化、社会的コストの軽減効果など、多面的な意義があります。

第2項は、市は多様な主体が公共サービスの提供を担うことのできる仕組みづくりに努めていくことを定めています。

第6章 市民参加と協働

第6章は、豊かな地域社会の実現に向け、市民参加の推進、協働の推進、公共領域の役割分担、自治組織と市民団体等の連携等の進め方について定めています。

(市民参加の推進)

- 第15条 市民等及び市は、地域社会における課題及び行政課題を相互に共有し、その解決に向けて協働して取り組むことができるよう市民参加を推進するものとします。
- 2 市民等は、市における課題の把握並びに計画等の策定、事業の実施及び評価の各段階において参加することができます。この場合において、市長は、多様な市民参加の機会を設けるよう努めるものとします。
- 3 市長は、市の基本的な計画又は特に重要な政策等を策定する場合は、効率的かつ効果的な市民参加の手続きを経るものとします。
- 4 市長は、まちづくりに関する市民等からの提言、提案、意見等をその施策に反映させるよう努めるものとします。

【説明】

第15条は、市民参加の推進について定めています。

市民参加を協働との関係で定義すると、

「市民参加」とは、市によって(市の管理のもとで)策定する計画や実施する事業、つまり、市の責任において行うものに、市民の皆さんが主体的に参加し、議論をしたり、事業を実施したりすることです。

「協働」とは、市民参加から一歩進めて、例えば行政との関係であれば、対等の立場で責任を分かち合いながら目標の達成や課題の解決に向けて連携・協力することです。

第1項は、市民等及び市は、地域社会における課題や行政課題を相互に共有して、その解決に向けて協働して取り組んでいけるよう市民参加を推進することを定めています。

第2項は、市民等は、課題の把握や計画等の策定、事業の実施・評価の各段階において参加できる、つまり、施策の立案・計画段階から、具体的な施策の進展段階、そして施策完了後の評価段階に至るいずれの段階においても、市民が参画できることを定めています。

後段では、市長は、例えば、市民会議など参加人数の限られる場合は公募を行う、審議会委員の一部公募制など市民の参加機会を広く設けるとともに、他の手法も併用するなど広く市民の参加の機会を確保するように定めています。

市民会議の設置----第28条参照

第3項は、市の基本的な計画又は特に重要な政策等を策定する場合は、必ず、効率的で効果的な市民参加の手続きを行うことを定めています。

「市の基本的な計画又は特に重要な政策等」とは、基本構想・基本計画、基本方針を定める条例、市民生活に大きな影響のある制度などをいいます。

「効率的」とは、最小の経費となるような手続きで行うこといいます。

「効果的」とは、市民参加が協働のまちづくりにつながる手法で行うこといいます。

* パブリックコメント制度

市の執行機関が、積極的に市民から意見を聴取する制度・手続きで、一般的にパブリックコメント制度といわれています。市の基本的な計画の策定や市民生活に重大な影響を与えると思われる事業の実施や条例などを制定改廃する場合には、市の執行機関だけで決定せずに、事前に市民に内容を示したうえ、それに関する意見を市民が提出する機会を設けるという制度です。

この制度は、国では平成11年度から実施していますが、本市では駒ヶ根市パブリックコメ

ント手続要綱（平成 19 年告示第 78 号）を定めて平成 19 年度から実施しています。

なお、対象とする事案は、次のものがあげられます。

市民生活や事業活動に重大な影響を与えるもの

市民に義務を課し又は権利を制限するもの

市の方向性・基本方針を定めるもの

各行政分野の方向性・基本方針を定めるもの

第 4 項 市民等が積極的に市に対し、まちづくりに関するアイデア提案や、意見、要望などを反映させるための規定です。

本市では現在「市政モニター制度」や「市長への手紙」、「市政懇談会」、「市民懇談会」など、市民等の提案などが、市の施策に反映される制度がありますが、協働によるまちづくりを効果的に進めるためにも、市民等の提案などを市が行う施策に反映させることに努めることを定めています。

（協働の推進）

第 16 条 市民等は相互に、市民等及び市は互いに、その立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら連携・協力し、協働のまちづくりを推進します。

2 前項の規定により協働のまちづくりを進める場合は、その事業内容及び事業の実施過程について透明性を確保するとともに公開に努めるものとします。

3 市長は、多様な主体が協働のまちづくりの意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するとともに、協働のまちづくりを推進するための総合的な施策を講ずるものとします。

【説明】

第 16 条は、協働のまちづくりの推進についての基本的な考え方を定めています。

第 1 項では、「協働の定義」の考え方にに基づき、市民等が相互に、又は、市民等と市が連携・協力して、地域的な課題や社会的な課題に取り組む協働のまちづくりを推進していくことを定めています。

第 2 条の「協働」の定義----市民、市内で働く者又は学ぶ者、事業者、自治組織、市民団体等及び市が互いの立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携・協力して公共的又は公益的な課題に取り組むこと、又は、環境を改善するための行動を自発的かつ協調的に起こすこと。

また、住民自治との関係では、「協働のまちづくり」は、地域的な課題や社会的な課題の解決に向けた取組みを具体化する手法、仕組みです。特に、行政との連携、公共領域の分担として捉えることが協働では重要となります。また、個人、地域、行政のあるべき姿を常に問うものでもあります。

第 2 項は、協働のまちづくりを進めるにあたっては、役割分担したその事業内容や事業の実施過程の透明性を確保するとともに、公開に努めることを定めています。

第 3 項は、市長は、「公共の領域」を多様な主体が担うことのできるよう適切な措置を講ずることを定めています。

・「多様な主体」とは、連携・協力により新たに組織される団体などや、サークル・個人、さらにはふるさと交流市民、体験学習者、ふるさと納税者なども含まれます。

（公共領域の役割分担）

第 17 条 市民等及び市は、適切に役割を分担し、協働して公共の領域を担うものとします。

2 市は、個人又は住民自治の力では解決できない課題について、連携・協力のもとに役割分担するものとします。

【説明】

第17条は、主に市民等がその主体性・自主性に基づき分担する領域(第19条)と行政がその責任において主体的に分担する領域(第20条)と、それらが重なり合う重要な領域の役割分担の考え方について総括的に定めています。

第1項は、公共の領域を適切に役割分担し、協働して担っていくことを定めています。

第2項は、役割分担の基本的な考え方である「補完性の原則」をあらためて示しています。

- ・「補完性の原則」とは、自助、共助、公助の精神に基づき、自ら(個人や家庭)すべきことをできる範囲(できるであろう範囲、すべき範囲を含む。)で行い、できないところを地域や行政が行うという考え方です。これは、最も効果的で効率的な課題解決の方法でもあります。

この考え方は、市は行政主導にならないように、市民等は行政依存にならないように、ともに協働の視点に立つことを意味しています。

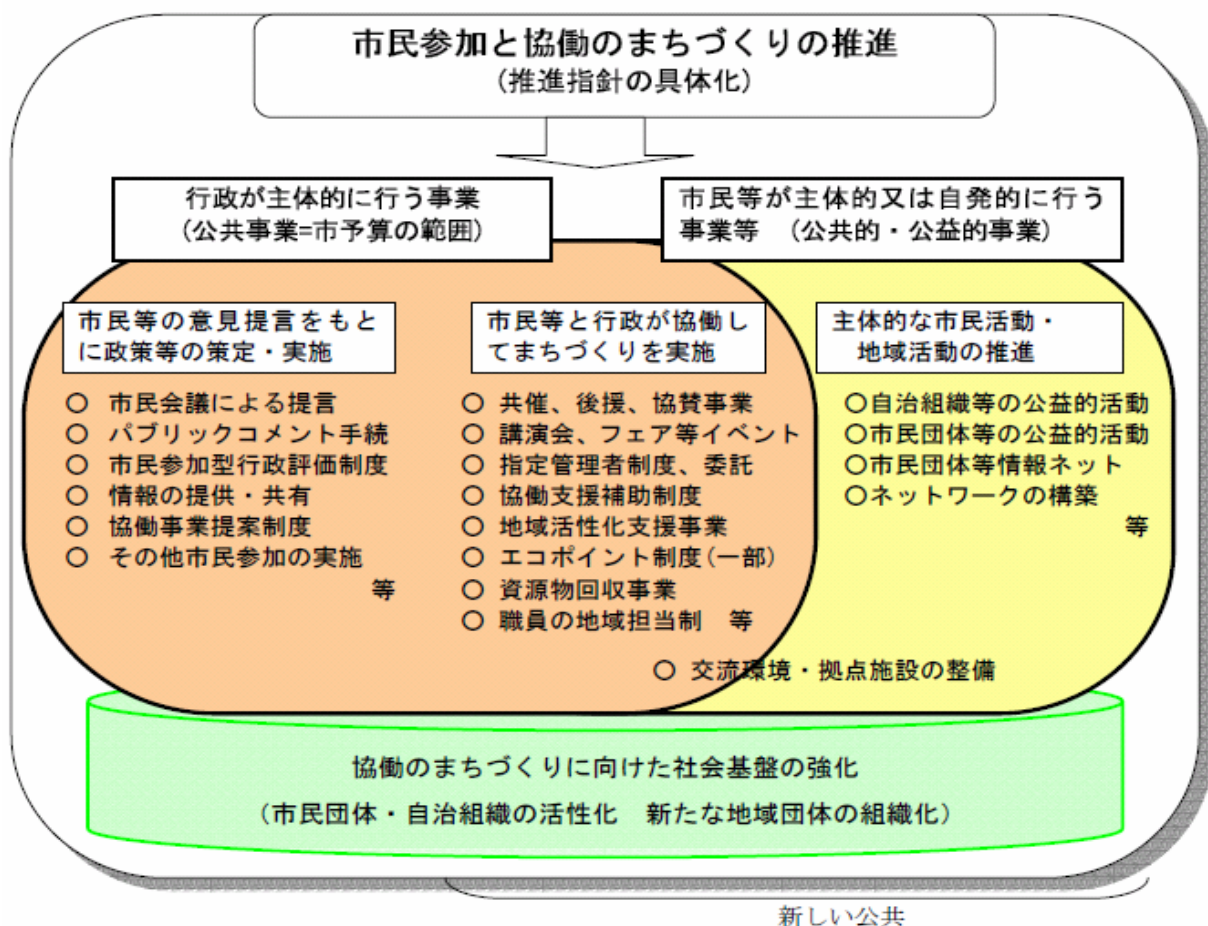
(自治組織及び市民団体等の連携)

第18条 自治組織及び市民団体等は、相互の特性を理解したうえで、主体的に連携・協力し、協働のまちづくりを推進するよう努めます。

【説明】

この条例では、住民自治を「地域自治(第4章)」と「市民自治(第5章)」とに区分して考えるとともに、この二つの自治(コミュニティ)が「横系」「縦系」となって紡ぎ編まれていく関係を築くことができれば、住民自治の新たなエネルギーとなり、豊かな地域社会を築いていくことができます。

そこで、第18条では、協働のまちづくりを推進するため、地域自治の主体である自治組織と市民自治の主体である市民団体等が相互に連携していくことを定めています。



第7章 各推進主体の役割

第7章は、協働のまちづくりの推進主体（市民等、市長及び議会）のそれぞれの役割について定めています。

（市民等の役割）

第19条 市民等は、地域社会の課題の解決及び住みよい豊かな地域社会の構築に向けて自ら行動し、相互に協力することを基本とする住民自治を推進するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとします。

2 市民等は、前項の規定による住民自治を推進する活動（以下「住民自治活動」といいます。）を行うときは、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持つとともに、自治の主体であることを自覚し、協働して取り組むものとします。

3 市民等は、住民自治活動を通じて公共における役割を分担するとともに、公共サービスの享受に伴う負担を分任するものとします。

【説明】

第19条は、主に市民等がその主体性・自主性に基づき役割分担する領域について、市民等と行政の役割分担という視点から、その考え方を総括的に定めています。（自治組織における責務、役割などは、第4章第9条で定めています。）

第1項は、市民等は、自治の担い手として、地域の様々な課題の解決に向けて自ら行動し、相互に協力して地域自治又は市民自治を推進することを明示しています。

後段では、住民自治を推進するための活動（住民自治活動）が、広く市民に理解されるよう努めること定めています。市民団体等は、様々な考え方（価値観）に基づき活動をしていますが、こうした活動がまちづくりや地域づくりにつながっていくためには、広く市民に理解され、共にかかわり合いながら課題を共有していることが大切です。

第2項は、市民等は、住民自治を推進する活動を行うときは、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、自治の主体であることを自覚して、協働して取り組んでいくことを示しています。

第3項は、市民等は、住民自治活動を通じて公共における役割を分担するとともに、公共サービスの享受に伴う負担を分任するものとします。

・「公共」とは、第5条（基本原則）第5号の説明欄及び第14条の説明欄の「新しい公共」をいいます。「行政に委ねられてきた公共」から「市民等及び市が協働で創り育てる公共」を示しており、「きめ細やかなサービスの提供」と「地域的・社会的な課題の解決」の場と考えることができます。こうした公共の領域は、皆で分担して創っていくことを明示しています。

後段の「公共サービスの享受に伴う負担を分任」とは、広く公共サービスを受ける権利に対応し、それに係る負担を分任することを定めたもので、市税などの経済的な負担だけでなく、河川清掃などの地域における主体的な活動も広い意味では負担と捉えることができ、様々な負担を包括的に含んでいます。

・「分任」とは、誰もが安心して暮らしていける活力ある地域社会を維持していくために必要な負担を市民全員で分かち合うことを意味しています。

(市長の役割)

第20条 市長は、協働のまちづくりを推進し、自治の実現に努めます。

2 市長は、協働のまちづくりの推進にあたっては、行政によってのみ確実かつ効率的に実施できる事業等を分担します。

3 市長は、市民等が主体的に行う住民自治活動を推進し、これをまちづくりに活かします。

4 市長は、まちづくりの推進にあたって、自立した基礎自治体として健全な財政運営、計画的な事業の実施及び必要とする行政サービスの確実な提供に努めるものとします。

【説明】

第20条は、前条の市民等の役割に対し、市長（行政）の役割を規定しています。

市長は法人としての駒ヶ根市の代表者であり、総合的な視点に立って市政運営を行っています。ここでは協働のまちづくりを推進し、自治を実現することに関しての役割を定めています。

第1項は、市長はこの条例に基づき、協働のまちづくりを推進し、自治の実現に努めることを明らかにしています。

第2項は、市長（行政）がその責任において主体的に役割分担する領域を総括的に定めています。（主に市民等がその主体性・自主性に基づき分担するエリアについては第19条で規定し、第19条と第20条で定めるエリアが重なり合い、連携・協力と役割分担の重要なエリアについては、その役割分担の考え方を第17条で総括的に定めています。）

第4項は、分権時代の自治体のあるべき姿として、自立した基礎自治体を目指すことを明らかにし、そのために健全財政と計画行政を基本とする旨を定めています。

ここで「自立した（基礎自治体）」とは、これまでのように国に頼るのではなく、自らの判断と責任のもとに駒ヶ根らしい個性豊かな地域づくりを進めることを示しており、「基礎自治体」とは、もっとも身近な自治体として、自ら財源を確保し、自ら決まり（条例等）を整備し、自らの判断と責任による行政運営を行うことを示しています。（自治行政権、自治財政権、自治立法権を有する自治体をいいます。）

「自立した駒ヶ根市」を創造するためには、財政的にも自立することが重要であり課題でもあります。長びく不景気や三位一体改革の先行きの不透明さなど、自治体を取りまく環境は厳しい状況ですが、「財政的自立」を目指す姿勢を示しました。

そのための行財政運営の基本的な考え方を第9章（第25条から第27条）に規定しています。

第4項後段では、時代の変化に的確に対応し、真に必要とする行政サービスを真に必要とする者に確実に提供すべき行政の役割を定めています。

(議会の役割)

第21条 議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、住民自治の実現を推進するとともに、議会の活動に関する情報を市民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営に努めるものとします。

2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、議員活動を通じて協働のまちづくりの推進に努めるものとします。

【説明】

第21条は、市民参加による協働のまちづくりを進めていくため、法令等の定めに重ねて、特に「住民自治の実現」を図ることについて果すべき議会の役割を定めています。

第1項前段では、市議会は、地方自治法に基づき、市政の審議・議決機関として、住民自治の実現を進めている旨を示しています。

市議会には地方自治法により、

- ・ 市政における重要な意思決定（議決権 法96条1項）
- ・ 行政活動における監視機能（法98条1項）、監査請求権（法98条2項）、調査権（法100条）
- ・ 議案の提案（法112条）、議案の修正等
- ・ 国等に対する意見表明（法99条）
- ・ 附属機関の設置（専門的知見の活用）（法100条の2 平成18年新設）

などの権限があり、市民を代表して自治を担う重要な役割があります。

第1項後段は、議会の審議経過等を含め、議会活動に関する情報を市民等に提供して開かれた議会運営に努めることを明らかにしています。

第2項では、法令上明確に規定されているもの又はそれ以外の議員活動を通じて、協働のまちづくりの推進に努める議員の姿勢を明らかにしています。

第8章 地域活動及び市民活動の推進

第8章は、協働のまちづくりを推進する体制、市の事業の協働化、支援制度等について定めています。

(拠点施設及び推進体制)

第22条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、市民等による主体的な運営を基本とする拠点施設及び推進体制の整備を行うものとします。

【説明】

第22条では、協働のまちづくりを推進する仕組みとして、地域自治（地域活動）及び市民自治（市民活動）の推進のための拠点及び推進体制の整備を行うことを定めています。

ボランティアやNPO(特定非営利活動法人)などの市民活動は、年々盛んになってきています。また、その活動範囲も、IT、環境、景観、河川愛護、消費生活、健康増進、福祉サービス、子育て、生涯学習、男女共同参画推進、国際交流など様々な分野に及んできています。これらの活発化してきている多様な市民活動に対する機会と場の提供として拠点を整備していくことを定めています。市民活動の拠点としてだけでなく、大勢の市民が集い交流する場とすることで、相互理解を深め、情報交換を行う「市民と行政が一体となったまちづくり」を推進することができます。

協働の推進体制は、市民等と市が協力して整備していくものであるという考え方に立っており、拠点施設の整備は、本来の機能を発揮するため、市民団体等の合意形成を図りながら進めていくことが重要であり、市民等の主体的な運営を基本とします。

(市の事業の協働化)

第23条 市民等は、市の事業を協働して実施することにより、当該事業をより効果的に実施できるものについて、市長に対し提案することができるものとします。

2 市長は、市が行う事業のうち市民団体等の特性を活かすことのできるものについては、適切な方法により市民団体等と協働して実施できるよう努めるものとします。

3 市長は、前項の規定により事業を実施するにあたっては、透明性を確保するとともに、当該事業を実施する市民団体等との対等な関係を保つものとします。

【説明】

第23条は、現に市の事業として実施しているものについて、市民団体等と市の協働の視点から市民団体等により実施することが適当と考えられる事業について、これを委託等の適切な方法で市民団体等が実施できるようその考え方を示しています。

- ・ 第14条に規定する公共サービスの提供に関し、行政サービスの一部を委託等の手法で市民団体等へ拡大するものでもあります。
- ・ 市が行う全ての事業を対象とするものではなく、市民団体等の特性を活かすことのできる事業について対象とするものであり、市民団体等が市の事業を委託等の方法で実施することにより、事業やサービスの質の向上が図られ、また、市民団体等自らも活性化と事業範囲の拡大につながるものであることが必要です。
- ・ 市には委託契約等に関する定めがあり、原則として競争の原理が適用されることから、この規定が市民団体等について特別な扱いをすることを定めているものではありません。

第1項は、市民等からの提案によりこの趣旨を実現しようとするものです。市民等と市が相互に協議し、検討を行い、適切に役割分担することで、効果的な課題解決や行政サービスの質の向上と市民等の活力向上につなげていこうとするものです。従って、市民等と市が協働して公共を担っていこうとするもので、市民団体等への財政支援や市に対する事業の要望を目的と

するものではありません。

第2項の「適切な方法」とは、委託、共催、後援、事業参加などをいいます。

第3項は、この規定により実施された事業が協働の趣旨に沿い、また、協働の効果、例えば、市民団体等の特性が活かされているか、結果として公共サービスの質が向上し、地域全体としての活力向上につながっているかなどを市の責任において評価し、また説明責任を果たす意味から公表していくことを定めています。

(支援制度)

第24条 市長は、自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする公共的かつ公益的な活動について、その活動を促進するための適切な支援策を講ずるよう努めるものとします。

2 市長は、前項の規定により支援策を講ずる場合は、活動を行うものの自主性及び自立性を尊重するとともに、支援を実施するにあたっては、公平性及び透明性を確保するものとします。

【説明】

第24条は、住民自治活動に対する市の支援制度のあり方として、市民団体等と行政がよきパートナーとして協働を推進していくため、自主性・自立性、公平性、透明性の確保について留意をしながら支援制度を構築し、運営を図っていくことを定めています。

第1項は、市民団体等の活動を尊重する中で、支援の対象とする活動は、「自発的かつ主体的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする公共的かつ公益的な活動」と限定しています。従って、団体内部に効果が留まる活動については、原則として支援の対象とはしません。

本市では、現在、駒ヶ根市協働のまちづくり支援補助金交付要綱（平成18年告示第53号）により、平成18年度から公共空間整備、地域活動推進、地域資源活性化、市民活動支援、公共サービス提供などについて支援していますが、この条例の施行にあわせて制度の拡充を図っていきます。

第2項は、市長は、活動を行うものの自主性・自立性、公平性、透明性の確保について留意をしながら支援制度を構築していくことを定めています。

第9章 行財政運営

第9章は、団体自治の推進にあたり、分権時代にふさわしい自立した基礎自治体を創造するための行財政運営等の基本的事項を定めています。

(行財政運営の基本)

第25条 市長は、基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めます。

2 市長は、効率的かつ効果的な施策の実施により、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政状況をわかりやすく公表するものとします。

3 市長は、自立した基礎自治体を確立するため、経済基盤の確立に向けた施策を講ずるものとします。

【説明】

第25条は、基礎自治体として、自主財源の確保や成果・効果を重視した事業の実施、効率的なサービス提供システムの構築など「経営的な視点」をもって行政運営を進めていくことが必要であることを示しています。

第1項は、分権時代にふさわしい自立した基礎自治体を創造するための基本事項の一つとして、市長は、基本構想及び基本計画に基づいて、総合的で計画的な行政運営に努めることを定めています。

・「基本構想」----地域の将来展望とその実現に向けた地域社会づくりの基本方針を明らかにするもので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を経て定めることとなっており、本市では、平成13年に「人と自然にやさしいはつらつとした文化公園都市」という将来像を掲げ、第3次総合計画として策定しています。

・「基本計画」----基本構想を具現化するために、市政全般にわたって取り組むべき施策を体系化した計画として同時に策定しており、これに従い、体系的に施策を実施しています。

本市のまちづくりと都市経営に関する最も重要な行政計画である基本計画と、条例、規則などの法体系における上位規定としての本条例は、ともに市政運営上の最も重要な方針であり、言わば車の両輪のような関係にあります。

そこで、現行法の中では制度化されていない基本計画について、本条例に規定することで、その重要性を位置付けるとともに、本条例と基本計画との関係を明らかにするものです。

第2項は、市政運営全般にわたる「効率的・効果的な施策」と「健全な財政運営」を基本とし、市の財政状況に関する市民への説明責任を明確に定めています。

「効率的・効果的な施策」とは、例えば、地域にある資源（山や川といった豊かな自然、重みある歴史と文化、各種イベントや祭、道路などの社会資本、豊富な人材など）を最大限に活用することをいいます。

第3項は、第4条第2項(基礎自治体の確立)を具体化していくうえで重要とする経済基盤の確立に向けた取組みの姿勢を定めています。

産業振興のみならず、このための人材育成、雇用対策、都市基盤整備など活力ある地域づくりに向けた施策の実施を包括して規定しています。

(行財政改革の推進)

第26条 市長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、受益者負担の原則及びこの条例で定める公共領域の分任の原則に基づき、市民負担の適正化を図るものとします。

2 市長は、必要とする行政サービスを確実に提供できるよう常に行政サービスの見直しに努めるものとします。

3 前2項に基づき行財政改革を推進する場合は、総合的かつ計画的に実施するものとします。

【説明】

第26条は、行財政改革の推進に関し、基本的な考え方を定めており、前条及び本条は、「駒ヶ根市改革と創造へのまちづくりプラン」の考え方を整理し、明文化しています。従って、受益者負担の原則は、このプランに具体化されているところです。

第1項では、自立した行政運営の土台となる健全な財政基盤の確立と市民負担の適正化を図っていくことを示しています。ここでいう「市民負担の適正化」とは、現世代だけでなく、次世代をも視野に入れ、世代間負担の均衡とこのための後年度負担の適正化を図ることをいい、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立に努めることを明示しています。

第2項は、協働のまちづくりが、「行政の責任を踏まえ、住民自らができることは自ら担う」という住民自治の原点に帰って、個人、地域、行政のあるべき姿を問うもの」でもあることから、社会的弱者に配慮した上で、これまでの行政システム、行政サービスをこうした視点から常に見直すとともに、その結果、真に必要とする行政サービスを真に必要とする者に確実に提供できるよう努めなければならないことを定めています。

第3項は、行財政改革を推進する場合は、総合的かつ計画的に実施しなければならないことを明示しています。ここで、「総合的かつ計画的」とは、「駒ヶ根市改革と創造へのまちづくりプラン」に基づく「集中改革プラン（行財政改革5カ年計画）」のような総合的な行政改革の推進計画を策定して実施することを定めています。

（行政評価の実施）

第27条 市長は、前条の行財政改革を推進し、効率的かつ効果的な行政運営を進めるため、市民参加による行政評価を行い、その結果を公表するものとします。

【説明】

第27条は、第25条・第26条で掲げている効果的で効率的な行政運営や行財政改革を進めるための方法として行政評価を実施することについて規定しています。

行政評価は、市の執行機関がより効果的に業務が執行できるよう、業務の達成状況を具体的に評価する手法です。

一般的には、政策評価（行政課題へ対応するための基本方針）施策評価（政策を実現するための具体的な方法）事務事業評価（施策を構成する個別の業務等）の各段階に区分され、事前・事中・事後の時点を捉えて行われています。

また、行政評価の目的は、評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させ、次の政策などへ生かすことで、いわゆるマネジメントサイクル（プラン・ドゥ・チェック・アクション）による管理を行うことにあります。

当市の現在の行政評価制度

- ・ 平成15年度から2年間試行し、駒ヶ根市行政評価実施要領（毎年作成）に基づき、平成17年度から本格実施しています。
- ・ 客観的指標（活動指標及び成果指標）を用いて、事務事業が市民生活に与える成果を把握することにより、事務事業についての必要性、手段の妥当性、効率性などを評価し、公表することにより、事務事業の改善などを行うためのシステムです。
- ・ 具体的な目的としては、職員の意識改革（事業の目的意識、コスト意識、成果・効果に対する意識）、市民への説明責任（行政活動の透明性、市民と行政の情報の共有化）、成果を重視した行政活動の構築であり、求めるところは、市民サービスの高質化と行財政改革の推進です。

今後は、市民参加の視点から市民参加型の行政評価を実施する（駒ヶ根市行政評価市民委員会設置要綱（平成19年告示第60号））とともに、説明責任を果たしていく意味から、その結果を公表していくことを定めています。

第10章 市民会議

第10章は、市民会議を設置し、広く市民等の意見を聴いて、協働のまちづくりを推進していくことを定めています。

(協働等を推進するための市民会議)

第28条 市長は、協働のまちづくり等に関し、広く市民等の意見を聴くため、市民会議を設置します。

2 市民会議は、この条例の運用状況を検証し、協働のまちづくりを推進するための施策等について提言することができます。

【説明】

第28条は、市政への市民参加を推進し、市民等と市が協働して、愛着と誇りを持てるまちづくりを進めるため、様々な課題を市民参加により検討し、得意分野を生かして提言し、実践活動につなげていく「市民会議」を設置することを定めています。

第1項は、市長は、市民会議を設置して、協働のまちづくりに関し、広く市民等の意見を聴いて推進していくことを定めています。つまり、市民会議は、これからの時代や環境の変化に適切に対応して、この条例の内容や運用を一層高めていくために設置するものです。

第2項は、市民会議の役割等について定めています。

- 役割等
- ・ 協働のまちづくりの推進状況やこの条例の運用状況を検証します。
 - ・ 市民参加と協働のまちづくりの推進のための制度や施策について、時代背景や社会情勢の変化に対応した適切なものであるかどうかを検討します。
 - ・ 本条例の理念及び基本原則に基づく制度や施策の見直し等を自発的に提言することができます。

* 市民会議の名称、設置時期、人数等組織及び運営に関し必要な事項は、別に設置要綱で定めませんが、公募委員を中心に専門家などを含め、各界各層の市民委員で構成し、部会・分科会などを予定しています。

総合的な事務局は駒ヶ根市総務部企画財政課が担当し、部会・分科会の事務局はそれぞれの所管課が担当していきます。

第 11 章 条例の見直し等

第 11 章は、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しについて定めています。

(条例の見直し)

第 29 条 市長は、この条例の施行後、5 年を超えない期間ごとに、この条例に定める自治の実現及び協働のまちづくりの推進等に関する事項について、社会情勢との適合性を検討するものとします。

2 市長は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

3 市長は、第 1 項に規定する検討及び前項に規定する必要な措置を講ずる場合は、市民参加の機会を設けるものとします。

【説明】

第 29 条は、この条例の見直しについて定めています。

この条例は、本市における市民参加による協働のまちづくりを進めるうえで最大限に尊重するまちづくりの上位規定（上位規範）と位置付けて制定しますので、その内容はある程度恒久的なものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありません。

しかしながら、時代の変化により社会情勢も大きく変化していくものと予想されることから、社会情勢との適合性、条項の形骸化、当市にふさわしいかどうかなど、この条例の定める内容が実態と合わなくなることも予想されますので、常に社会情勢との適合性等について評価・検討していく必要があります。

そこで、条例の内容、条例に基づく制度等の見直しについては、市民参加の機会を設け、専門的・多角的に検討されるよう、見直しの手続きについて定めています。

第 1 項は、5 年を超えない期間ごとに点検を行うことを定め、点検や見直しを実施することで市や市民等の自治意識を喚起することにつなげていこうとするものです。

第 2 項は、第 1 項の結果、条例及び条例に基づく制度等について、見直しが適当であると市長が判断したときは、本条例の改正等必要な措置を講ずることを定めています。

第 3 項は、第 1 項に規定する検討及び第 2 項に規定する必要な措置を講ずる場合は、市民等の意見を聴取しなければならないことを定めています。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

【説明】

この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行します。

【説明】

この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行します。7 月 1 日は市制施行記念日であり、協働のまちづくりの実践に向けて、新たにスタートするものです。